

穀物・豆類	CX/CPL
ココア製品・チョコレート	CX/CPC
ナチュラル・ミネラルウォーター	CX/NMW
糖類	CX/S
植物タンパク質	CX/VP
アフリカ地域調整部会	CX/AFRICA
アジア地域調整部会	CX/ASIA
ヨーロッパ地域調整部会	CX/EURO
ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会	CX/LAC
近東地域調整部会	CX/NEA
北アメリカ・南西太平洋地域調整部会	CX/NASWP
バイオテクノロジー応用食品	CX/FBT
果汁・野菜ジュース	CX/FJ

### 下部機関のワーキングペーパー

すべてのコーデックス部会と特別部会のワーキングペーパーは同じ参照を持っている。すなわち、CX (Codex の略語)の後には部会の頭字語が続く。これらの文書の識別は、会合が開かれる特定の年を示す2桁の数字と会合番号、そして最後にその文書の連続番号によってなされる。例えば CX/FH 05/37/3 を取りあげる。この場合、CX=Codex、FH=食品衛生、05=2005 (会合の開催年)、37=第37回 CCFH 会合)、そして3=議題に関する議論文書に割り当てられた連続番号である。

議題項目の議論が1つ以上の文書を要求する場合もあるために、連続番号は必ずしもその議題項目番号を示してはいない。部会が2つ以上の会議を同じコーデックス委員会会合の期間に持つ場合がある。これらの場合、複数の会議を区別するために「A」の文字が2回目の会議の年の略語の次に続くだろう。

ボックス 2.7.2 は、コーデックス部会と特別部会に関する特定のワーキングペーパーを識別するために使われる文書の参照システムを示す。

### 回覧状

回覧状(CLs)は、ローマにある事務局から、コーデックスの加盟国や国際非政府組織へのコミュニケーション手段を提供する。部会からの報告書 (ALINORMS) が配布される際、報告書は常にメンバーとオブザーバーに報告書の特定の要素に関してコメントを提供するよう求める回覧状を含んでいる。通常、文書案へのコメントは報告書の付記に含まれる。部会が個別のワーキンググループを設立し、またワーキンググループが勧告を配布することを希望する際は、通常 CL を通して行われる。

回覧状には連続番号が付けられ、また年度とそれらが属する部会を示している。例えば、CL2001/24-GP は 2001 年度の 24 番目の回覧状を示す。この特定の CL はコーデックスの一般原則部会のものである。CL2001/25-FFP は 2001 年度の 25 番目の CL で、魚類・水産製品部会に関する問題に関係がある。

ボックス 2.7.3 は回覧状の例を示す。

### ボックス 2.7.3 回覧状の例

CX 4/10

CL 2001/24-GP

2001年7月

宛先：コーデックス・コンタクト・ポイント  
関連する国際機関

差出人：FAO/WHO 合同食品規格プログラム事務局  
FAO 00100 ローマイタリア

件名：リスクアナリシスに関して提起された作業原則案  
締め切り：2001年10月30日

コメント宛先：

事務局  
Joint FAO/WHO Food Standards  
Programme-FAO  
Viale delle Terme di Caracalla  
00100 Rome, Italy  
Fax:+39(06)5705 4539  
E-mail: [codex@fao.org](mailto:codex@fao.org)

コピー宛先：

Codex Contact Points for France SGCI/CODEX  
Carre Austerlitz, 2 Boulevard Digerot  
75703 Paris Codex 12  
Fax: 33(0)1 4487 16 04  
E-mail: [sgci-codex-fr@sgci.finances.gouv.fr](mailto:sgci-codex-fr@sgci.finances.gouv.fr)

#### 背景

一般原則部会の第16回会合は、リスクアナリシスに関して提案された作業原則案を検討し、その文書に対するいくつかの修正に合意した。しかしながら、リスクアナリシス、特にリスクマネジメントにおける予防の範囲と利用に関しては同意に達することができなかった。それゆえ部会は作業原則の範囲に関する明確化をコーデックス委員会に求めることで合意した。すなわち、それらはもっぱらコーデックスの枠組みの中での適用が意図されているのか、またはメンバー政府によるか、もしくはそのどちらにもよるのか、についてである。部会はまた、科学的データが不十分もしくは不完全であり、かつ人間の健康に対するリスクの証拠が存在する場合、コーデックスはどのように対応すべきか、とりわけ、規格や関連文書の策定を進めるべきかについて、コーデックス委員会の助言を求めた。

コーデックス委員会の第24回会合は、2003年に採択するために、コーデックス内部でのリスクアナリシス原則を完成させるという、コーデックス一般原則部会の最初の任務を高い優先事項であると確認した。また作業プログラムから見て適切な場合には、後にまたは同時に、政府に対する指針を部会が作成するべきだということにも合意された。コーデックス委員会はまた、科学的データが不十分もしくは不完全な場合にどのように処置すべきかを決定した（ALINORM 01/41、81 - 83パラグラフ）。

コーデックス委員会の決定に続いて、事務局は、リスクマネジメントにおける予防に関するコーデックス委員会の見解を含む、コーデックス内部での適用のためのリスクアナリシス原則を修正した。修正された文書は、一般原則部会の最終会合でなされた変更や、部会の決定と一致する、明確にする目的での編集上の変更も含んでいる（ALINORM 01/33A 段落 74）。なされた変更は、修正文書の序説でさらに説明される。

コメントを提出したいと望む政府と国際機関は、文書で（むしろ電子メールが好ましい）上記の住所宛に2001年3月30日までに提出するべきである。

#### 会議室書類

会議室書類（CRDs）は、コーデックス会合で配布される文書であるが、すべてのコーデックスメンバーおよびオブザーバーにより広く配布されるものではない。CRDsには連続番号が付けられるが、通常はその他の識別がなく、出所の番号に由来する可能性がある。委員会会合で使われる一連の「LIM」（限られた配布）文書は下部機関の「CRD」に相当する。

CL文書またはCX文書に対する書面でのコメントを提出する国では、事務局がすべてのコメントを集め、会議に先立って配布する。これらの文書は適切なCXの名称を持つことになるだろう。しかし、コメントが非常に遅く受け取られたために、翻訳と加盟国政府に対する配布

ができない場合もある。それらは CRDs として会議自体で配布されるだろうし、部会内で配布される時と同様、国のコーデックス事務局により連続番号が与えられる。

その他には、部会が部会会合の間に集まるワーキング／草案作成グループを設置した際、CRDs が発生する可能性がある。部会に戻されるワーキング／草案作成グループの報告書は CRDs と同様に識別される。

CRDs は提出の遅れた情報を提供するが、しかし限定的に配布されるに過ぎない。部会の報告書に添えられることも、部会の会議後に公式に回覧されることもないので、会議に出席していない国はコピーを受け取ることがない。他国の代表団が CRDs を検討し、その見解を支持できるかどうかを決定するには時間が限られているため、特定の問題に対する自国の見解を示すために CRDs を頼りにする国は、支援を得るのがより困難であるとわかるだろう。さらに、技術的な問題が関係している場合、他の代表団は自身の代表団に専門知識を持たず、自国政府への電話もしくは決定の延期のいずれかを必要とする可能性がある。

## 採択された文書

前に説明したように、コーデックス文書は規格や勧告される実施規範と指針の形式をとる。いったん部会がこれらの文書を作成すると、採択のためにコーデックス委員会へ送られる。採択に基づき、その文書はコーデックス規格の一部となる。

規格は STAN、勧告される実施規範は ROP、指針は GL で識別される。例えば、規格は CODEX STAN または CX STAN と識別され、文字（選別された規格に関して）と番号、らその規格が採択された年、該当する場合には修正年が続く。例えば、クリーム状のカテージチーズを含む、カテージチーズに対するコーデックス国際規格は CODEX STAN C-16(1968)と識別される。特定の植物油に対するコーデックス規格は CX STAN 210-1999 と識別される。

勧告される実施規範と指針は同様の識別システムに従う。例えば、無菌加工され包装された酸性度の低い食品に関する衛生上の実施規範は CAC/RCP 40-1993 と識別される。説明[claim]に関するコーデックスの一般指針は CAC/GL 1-1979(Rev. 1-1991)と識別される。

## モジュール 2.8

### コーデックス規格にフォーマットは存在するか

本モジュールはコーデックス商品規格に対するフォーマットの概要を説明する。コーデックス実施規範[code of conduct]、指針および勧告には、確かに類似点があるにもかかわらず、「コーデックス手続きマニュアル」において定められたフォーマットを有していない。本モジュールは、個別食品規格のフォーマットに焦点を当てる。

このフォーマットは、コーデックス委員会の下部機関によって、規格を提示する際に、個別食品規格のできるだけ一律の提示を達成する目的で、指針として用いられることを意図している。フォーマットはまた、規格の関連表題の下で適切な、規格に含まれるべき記述を示す。フォーマットの項は、そういった規定が問題となっている食品の国際規格に適切な限りにおいて、規格に記入されるべきである。

応用問題（モジュール 2.8.1）が、本モジュールの最後に与えられている。その応用問題の目的は、参加者に体系的なアプローチで、トレーニングが行われている国に関する商品の規格案を作成する経験を身につけてもらうことである。

### なぜ標準フォーマットが使われるべきなのか

規格作成のためにフォーマットを有するいくつかの利点が存在する、すなわち：

- ・ 共通のフォーマットは、個別食品規格を一定の方法で提示するように、コーデックス委員会の下部機関を導く；
- ・ 規格作成への体系的なアプローチを容易にする；
- ・ その体系的なアプローチは、消費者を保護するために不可欠な要素のすべてが特定され、記載されていることを確保するのに役立つ；
- ・ このフォーマットは、国内規格を作成する際に、政府によって1つのモデルとしても使用されうる。

コーデックス手続きマニュアルには実施規範、指針もしくは勧告のための規定のフォーマットは存在しないものの、商品規格には以下のようなフォーマットが存在する：

- ・ 規格の名称
- ・ 範囲
- ・ 説明
- ・ 重要な構成要素および品質要素
- ・ 食品添加物
- ・ 汚染物質
- ・ 衛生
- ・ 度量衡[Weights and measures]
- ・ 表示
- ・ 分析およびサンプリング方法

## コーデックス規格に対するフォーマット

### 規格名

規格名は明瞭で、できるだけ簡潔であるべきである。通常は、その規格が対象にしている食品がその名称で知られている一般名称[common name]でなければならない。あるいはその規格において2種類以上の食品が扱われている場合は、それらをすべて対象にする総称であるべきである。十分に情報をもつ表題が過度に長い場合は、副題が添えられてもよい。

### 範囲

この項目は、規格名において一目瞭然でない限り、その規格が適用される食品あるいは食品群について、明瞭で簡潔な記述を含むべきである。1つ以上の特定の製品を対象にする場合、その規格を適用する特定の製品群が明確にされるべきである。

### 説明

この項目は、それが生成される原料および、製造プロセスへのすべての必要な言及の表示を必要に応じて伴う、製品あるいは製品群の定義を含むべきである。製品の種類と様式への、そして包装種類への言及を含んでもよい。規格の意味を明確にするために必要とされる場合には、追加の定義があってもよい。

### 重要な構成要素および品質要素

この項目は、必要に応じ、同一性の特性、包装手段についての規定、必須および選択的な原料などを含む、組成についてのすべての量的およびその他の必要条件を含むべきである。当該製品の名称、定義もしくは組成に欠かせない品質要素も含めるべきである。そのような要素には、消費者の健康を保護する目的で原料の品質や、誤認を防ぐ目的で、官能によって感知される可能性がある味、香り、色および歯ごたえについての規定や、最終製品の基本的な品質基準が含まれる。この項目では、汚れや不完全な材料などの欠陥に対する許容誤差に言及してもよいが、これらの要素は必須条件ではない可能性があるため、この情報は規格への（義務的でない）付属文書、あるいは別の勧告文書に含まれるべきである。

### 食品添加物

この項目には許可された添加物の名称、および必要に応じて、食品における最大許可量を含むべきである。「コーデックス手続きマニュアル」(p. 93)において与えられた指針に準拠して用意されるべきであり、以下の形を取ることができる：

コーデックス規格（国際食品規格）の第 ... 項に含まれているように、食品添加物およびそれらの仕様書に関する以下の規定は、コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会による承認に従う [承認されている]。

この後に表が続くことになる、すなわち：

添加物の名称、最大量（パーセントもしくは mg/kg で）。

## 汚染物質

残留農薬。「コーデックス手続きマニュアル」は、規格のこの項目が、当該製品に対してコーデックス委員会により設定された残留農薬の値を、参照で含むべきと指示しているにもかかわらず、コーデックス委員会は、「コーデックス規格（国際食品規格）」の第2巻に農薬残留に対する最大量を発表した（モジュール 2.9 を参照）。

他の汚染物質。さらに、この項目は他の汚染物質の名前、および必要に応じて、食品における最大許容値を含むべきである。規格に掲載される文章は以下の形を取ることができる：

残留農薬以外の、汚染物質に関する以下の規定は、コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会による承認に従う [承認されている]。

この後に表が続くことになる、すなわち：

汚染物質名、最大量（パーセントもしくは mg/kg で）。

## 衛生

「食品衛生に関する一般規格」によって対象とされていないが必要だとみなされる、すべての特定の義務的衛生規定が、本項目に含まれるべきである。それらは、「コーデックス手続きマニュアル」（p. 95）において与えられた指針に準拠して用意されるべきである。適用可能な衛生規範コードへの言及が行われるべきである。義務的なものとして作成されることが必要だとみなされるならば、特に最終製品の仕様書に含まれる、そのようなコードのすべての部分が規格において規定されるべきである。以下のような記述も記載されるべきである：

本製品の食品衛生に関する以下の規定は、コーデックス委員会食品衛生部会による承認に従う [承認されている]。

## 度量衡[Weights and measures]

この項目には、例えば、適用可能な場合には、コンテナ充填量（1杯分）、重量、あるいは適切なサンプリングおよび分析方法によって決定された単位の基準や数え方など、表示規定以外の度量衡に関するすべての規定を含めるべきである。度量衡は SI 単位（国際単位）（系）によって表されるべきである。標準化された分量（例えば 100g の倍数）での製品販売のための規定を含む規格の場合は、SI 単位は使われるべきであるが、他の度量衡法でのほぼ同量でのこれらの標準化された分量の規格における付記を排除しない。

## 表示

この項目は、規格に記載されるすべての表示規定を含むべきであり、「コーデックス手続きマニュアル」（p. 92）において与えられた指針に準拠して用意されるべきである。規定は、「包装食品の表示に関する一般規格」に言及することによって含まれるべきである。本項目は、十分に正当化されうるという条件で、当該製品に関する一般規格の免除、追加、またはその解釈に必要な規定を記載してもよい。以下の記述も記載されるべきである：

本製品の表示に関する以下の条項は、コーデックス委員会食品表示部会による承認に従う  
[承認されている]。

### 練習 2.8.1 コーデックス個別食品規格のフォーマット

#### 目的

本練習には2つの目的がある。第1の目的は、規格の多様な要素に精通するように、参加者が、規格作成に取り組むことである。これはまた、規格作成への体系的なアプローチの発展も支援する。

第2の目的は、参加者に、規格案を検討する際に開催されるコーデックス総会の形式について、経験知識をいくらか提供することである。

#### 方法

参加者は5~6人のグループに分けられるべきである。そのグループは、本モジュールで提供されたコーデックスのフォーマットを用いて規格を作成するように求められる。すべてのグループは、同じ商品に対する規格の作成に取り組む。指導者は、トレーニングが行われている国に重要な商品、できればまだ国内規格が作成されていないものを選ぶべきである。

各グループは、指導者に草案文書を提供する。その夜のうちに、指導者は、各グループによって作成された原案の要素を用いて、規格案を作成することになる。この、各グループの要素を含む原案は、翌日全員に（オーバーヘッド・プロジェクターもしくはスライドのプレゼンテーションにより）提示される。

この文書が体系的に検討される際に、各グループは、できるだけ発言し、文書にコメントをする一文書をサポートするか、修正を提案することが奨励されるべきである。各グループは、コーデックス部会で実施されている文書検討のプロセスの場合と同じように、1会合につき1回だけ発言することが許可される。指導者は、座長の役割を果たし、各グループが座長の要請で1度だけ発言し、文書の言葉遣い[用語]についての論争を解決し、そして合意にいたる文書の言葉使いを提案することを確保する。

#### 時間割り当て

規格案を作成するためのグループワーク：90分

指導者の原案の全体での検討：45分

#### 成果

研修員は、規格作成への体系的なアプローチおよび、草案文書を検討するためにコーデックス部会によって（総会あるいはワーキング・グループ内で）用いられている方法の両方に精通するようになる。

### 分析およびサンプリング手法

本項目には、明確にもしくは参照によって、必要とみなされるすべての分析およびサンプリング方法を含めるべきであり、「コーデックス手続きマニュアル」(p. 96)において与えられた指針に準拠して用意されるべきである。もし2つ以上の方法が、コーデックス委員会分析・サンプリング方法部会によって同等だと証明されている場合は、これらは代替的としてみなすことができ、本項目に明確にもしくは参照によって含まれる。以下の記述も記載されるべきである：

以下に記載される分析およびサンプリング方法は、コーデックス委員会分析・サンプリング手法部会により承認される [承認されている]。

### 参考資料

FAO/WHO. 2004. Codex Alimentarius Commission – Procedural Manual. 14th edition, pp. 88–98. Joint FAO/WHO Food Standards Programme. Rome.

コーデックス・ウェブサイト：[www.codexalimentarius.net](http://www.codexalimentarius.net)

## モジュール 2.9

### コーデックス規格とコーデックス委員会との違いは何か

本モジュールの目的は、規格、指針および関連文書の集合である、コーデックス規格[Codex Alimentarius]と、その文書の作成を任務とする機関である、コーデックス委員会[Codex Alimentarius Commission]の違いを明確にすることである。本モジュールは、コーデックス規格がどのように構成されているか、その範囲および目的の概要を示し、そしてその組織の概要を説明する。

### コーデックス規格[Codex Alimentarius]の目的および範囲

コーデックス規格は、消費者の健康を保護し食品貿易における公正な慣行を確保するのに役立つ、一定の方法で提示される、国際的に採用された食品規格および助言的性質をもつ規定の集合である。コーデックス規格の公表は、各国の規格の調和を推進し、それによって国際貿易を支援するために、自国の食品規格を作成および再検討する際に各国を指導することを目的としている。

コーデックス規格には、加工、半加工、未加工を問わず、消費者への流通のためのすべての主要な食品が含まれる。さらなる加工のため食品に[入れられる]原料は、定義されたコーデックス規格の目的を達成するのに必要な程度において含まれるべきである。コーデックス規格には、以下に関する一般的な規定を含む：

- ・ 汚染物質
- ・ 食品添加物
- ・ 食品衛生
- ・ 検査および認証
- ・ 表示およびプレゼンテーション
- ・ 分析およびサンプリング手法
- ・ 農薬残留
- ・ 動物用医薬品の残留

また、以下の形式での助言的性質の規定も含む：

- ・ 実施規範
- ・ 指針
- ・ その他の推奨される措置

### コーデックス規格の構成

コーデックス規格は、13巻で構成されている。各巻には、コーデックス委員会によって採択された、その巻に関係する規格が掲載されている。ボックス 2.9.1は、コーデックス規格の構成を示している。



### ボックス 2.9.1 コーデックス規格の構造

巻	テーマ
1A	一般要件
1B	一般要件（食品衛生）
2A	食品における農薬残留（一般事項）
2B	食品における農薬残留（最大残留基準値）
3	食品における動物用医薬品の残留
4	特殊用途食品（幼児および小児用食品を含む）
5A	加工および急速冷凍果実および野菜
5B	生鮮果実および野菜
6	果汁
7	穀物・豆類およびそれらに由来する製品、および植物タンパク質
8	油脂および関連製品
9	魚類および水産製品
10	食肉および肉製品；スープおよびブロス
11	糖類、ココア製品および、チョコレートその他各種製品
12	乳および乳製品
13	分析およびサンプリング方法

#### これらの規格はどこで見つけられるか

すべての採択されたコーデックスの規格、指針、実施規範および勧告は、コーデックスのウェブサイト（[http://www.codexalimentarius.net/standard\\_list.asp](http://www.codexalimentarius.net/standard_list.asp)）に掲載されている。

農業生産において使用される化学物質（通常は「農薬」と呼ばれる）の最大残留基準値、および食品における動物用医薬品残留の許容値の一覧表も、コーデックスのウェブサイト（[www.codexalimentarius.net](http://www.codexalimentarius.net)）で入手できる。

加盟国のコーデックス・コンタクト・ポイントは、すべてのコーデックス文書を受け取る。印刷版は、以下の宛先から注文することができる（the Sales and Marketing Group, Publishing Management Service, FAO Information Division, Viale delle Terme di Caracalla, 00100 Rome, Italy / eメール：Publications-Sales@fao.org, fax: (+39) 06 57053360）。

#### 参考資料

FAO/WHO. 2005. Understanding the Codex Alimentarius. Revised and updated, pp. 10–12. Rome.

コーデックス・ウェブサイト：[www.codexalimentarius.net](http://www.codexalimentarius.net)

## モジュール 2.10

### コーデックス規格と WTO の関係はどのようなものか

コーデックスの学習者全員を貿易の専門家にすることが本モジュールの意図ではない。目的は、コーデックスに関連する 2 つの主要な貿易協定を確認し、それぞれの鍵となる特徴のいくつかに光を当て、そしてコーデックスと世界貿易機関 (WTO) との関係を概説することである。

注意すべきは、すべてのコーデックスのメンバーが WTO のメンバーではないことである。コーデックスは、国際食品規格を作成することに焦点を当てている機関である。WTO は、貿易を促進することを任務とする貿易機関であり、規格設定機関ではない。WTO は、1994 年 4 月 15 日にマラケシュ (モロッコ) で調印された、関税と貿易に関する一般協定 (GATT) ウルグアイ・ラウンド交渉の結果を受けて発足した。

#### コーデックス作業に重要な貿易協定

国際食品貿易のために最も重要な 2 つの WTO 協定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 [Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures] (SPS 協定と通例呼ばれている) および、TBT 協定として知られている、貿易の技術的障害に関する協定 [Agreement on Technical Barriers to Trade] である。SPS 協定は、人、動物もしくは植物の健康を保護するために適用される措置に関係している。TBT 協定は、強制規格 [technical regulations]<sup>訳注</sup> および適合性評価手続きに関係し、食品だけでなくすべての商品に適用される。

#### SPS 協定下での加盟国の権利

SPS 協定は、加盟国は、自らの衛生植物検疫上の適切な保護水準を、そのような措置が協定の条項と矛盾しないという条件で設定する資格がある、と述べている。衛生植物検疫措置は科学的根拠に基づいたものでなければならず、貿易の不必要な、もしくは偽装した制限に相当するものであってはならない。加盟国は、存在している場合は国際規格を使用することを推奨されるが、適切な保護水準を達成することが必要とされるならば、科学的に正当な理由があるという条件で、より厳しい措置を課してもよい。加盟国には、貿易障壁につながる厳しい措置を正当化することを要求される可能性がある。

SPS 協定は、食品安全に直接関係するすべての関連法、法令、規制；試験、検査、認証および認可手続き；食品安全に直接関係する包装および表示要件を対象とする。SPS 措置の例には：(i) 微生物学的な汚染物質に関する製品検査；(ii) 製品のための特定の燻蒸消毒措置を義務付ける；(iii) 食品における最大残留農薬許容値を設定する、が含まれる。

#### SPS 協定下での加盟国の義務

---

<sup>訳注</sup> 「強制規格」が定訳のようであるので、そのように訳している。

加盟国は、国内の措置を、国際規格および、それぞれの状況に適切な場合には、人、動物もしくは植物の生命もしくは健康に対するリスクアセスメントに置くことが求められる。SPS 措置は、人、動物もしくは植物の生命もしくは健康を保護するのに必要な範囲に限って適用されるべきである。その措置は、海外の供給元に対して不当に差別しないように、国内および輸入産品に平等に適用されるべきである。加盟国にはまた、可能なかぎり、関連する国際規格組織に参加することが求められる。

加盟国には、国際規格の見直しおよび作成を推進すること、および、そのような措置が自分たちのものと違ったとしても、これらの措置が適切な保護水準を達成する措置であると証明された場合は、他の加盟国の SPS 措置を同等として受け入れることが期待される。

### コーデックス規格と SPS 協定の関係

SPS 協定は、コーデックス委員会によって採択された規格、指針および勧告を、食品安全の国際基準として認定している。コーデックス規格と一致している国内規制は、SPS 協定の要件を満たすこととみなされる、すなわち正当である理由が証明されなくてもよい。WTO 加盟国は、適切な保護水準を確立するという WTO 加盟国の権利に留意しながら、自国の食品安全規格の基礎を、コーデックス委員会の規格に置くべきである。言い換えれば、WTO 加盟国は、より厳しい措置が、適切な保護水準を達成するために必要とされる、科学的に正当な理由があるという条件で、コーデックス委員会のものよりも厳しい規格を実施してもよい。その際、WTO 加盟国はそのような変化のための科学的に正当な理由を有し、その取られた行動がリスクアセスメントに基づいていたことを証明しなければならない。

SPS 協定のために、WTO は、コーデックスによって策定された規格、指針および勧告を区別しない。それらは WTO の下では同じ地位を有する。食品安全のために、SPS 協定は、以下の分野においてコーデックスによって作成された規格に言及する：

- ・ 衛生慣行のコードおよび指針
- ・ 汚染物質
- ・ 食品添加物
- ・ 分析およびサンプリング方法
- ・ 動物用医薬品および農薬の残留

先と同様に、すべてのコーデックスメンバーが WTO のメンバーではないことを覚えておくことが重要である。コーデックス規格は WTO によって参照されるにもかかわらず、コーデックスは WTO のために食品規格を制定しない。コーデックスは、(コーデックス)メンバーによる使用のために食品規格を制定する。第 45 回コーデックス執行委員会会議の指示に従われるべきである。すなわち「コーデックスの作業は、どのようにコーデックス規格およびその関連文書が用いられうるかに関する誤解もしくは誤った解釈から生じる懸念は気にせず、前に進むべきである」。

## TBT 協定

TBT 協定は、人の安全もしくは健康を保護するために採用された、多数の強制規格および任意規格を対象としている。数多くの例を挙げることができる。例えば自動車に、事故の際に損傷を最小限度にするシートベルトを装備することを要求している国内規制や、あるいは使用者の電気ショックを防ぐように製造されたソケットは、最初のカテゴリーに該当する。人の健康を保護する目的を有する規格のよく知られた例は、健康に害を及ぼすということを示しているタバコの表示である。

TBT 協定に該当する規制のほとんどは、主に表示要件の形で、情報を通じて消費者を保護し、公平な貿易慣行を推進することを目標としている。他の規制には、誤認を招く慣行を回避するための、分類および定義、重要な構成要素および品質要素、包装要件および計量法（サイズ、重量など）を含む。

## SPS 協定と TBT 協定の類似点

食品の微生物汚染を扱う、もしくは農薬残留または動物用医薬品残留の許容水準を設定する、もしくは許可されている食品添加物を特定する規制は、定義により、SPS 協定に該当する。包装および表示要件の中には、食品の安全に直接関係していれば、SPS 協定の対象になるものもいくつかある。

TBT 協定は、包装、印づけ、表示要件を含む、強制規格や任意規格、および強制規格や任意規格との適合性を評価する分析的手続きが、貿易の不必要な障壁を作り出さないことを確保することを目指す。SPS および TBT 措置の食品に適用できる説明に役立つ実例が、ボックス 2.10.1 に与えられている。

SPS および TBT 協定は、両方とも、貿易障壁となる衛生、植物検疫に関する基準や、その他の強制規格のリスクを最小化もしくは排除するために、規格を国際的に調和することの重要性を認めていることは、注目に値する。

TBT 協定は、SPS 協定によって定義されたような衛生植物検疫措置を除いて、すべての強制規格、任意規格、およびこれらが（適合性評価手続きに）適合していることを確保する手続きを対象としている。ゆえに TBT 協定によって対象とされているかどうかを決定するのは措置の種類だけでなく、措置が SPS 協定の対象となるかどうかを決定する際に関連する措置の目的でもある。このため、TBT 協定の付属文書 A は、強制規格を以下のように定義している：

コンプライアンスが義務的となる適用可能な運営規定を含む、製品特性もしくは関連プロセスおよび生産方法を規定する文書。また、製品、プロセスもしくは製造方法に適用される場合、専門用語、記号、包装、印づけ、表示要件のみを含んでも、もしくは扱ってもよい。

## SPS（協定）と TBT 協定の違い

2 つの協定は、基本的な無差別義務および、提案措置の事前通告に関する類似の必要要件、

および「問い合わせ窓口[enquiry point]」の創設を含む、いくつかの共通要素を有する。しかしながら、多くの実質的なルールは異なる。例えば双方の協定は、国際規格の使用を推奨している。しかしながら、SPS 協定の下では、そのような食品安全および動物／植物の健康保護のための規格を使用しない唯一の正当な理由は、潜在的な健康リスクのアセスメントによる科学的な議論である。それに対して TBT 協定の下では、政府は、根本的な技術的問題もしくは地理的要因を含む、他の理由により国際規格が適切でないとして決定してもよい。

TBT 措置は、車の安全から省エネルギー装置、食品カートンの形まで、あらゆるテーマを対象としうる。人の健康に関するいくつかの例を挙げると、TBT 措置は、薬剤の制限、もしくはタバコの表示を含みうる。人の病気対策に関連する大半の措置は、植物もしくは動物によって媒介される病気（狂犬病など）に関係しない限り、TBT 協定に基づく。食品に関しては、表示要件、品質および包装規制は、一般的には衛生植物検疫措置とはみなされず、従って通常は TBT 協定の対象となる。

同様に、衛生植物検疫措置は、科学情報に基づき、人、動物もしくは植物の健康を保護するのに必要な範囲にしか課されない可能性がある。政府は、しかしながら、国家安全保障や、誤認を招く慣行の防止など、多くの目的を満たすのに必要なときには、TBT 規制を導入するかもしれない。政府が引き受けた義務は、2つの協定下では異なるので、措置が衛生植物検疫措置であるか、TBT 協定の対象となる措置であるかを知っておくことは重要である。

## WTO 設立以降のコーデックス

コーデックス委員会の活動における少なからぬ関心は、SPS 協定内におけるコーデックス規格、指針および勧告の明確な認識、および TBT 協定第 2 条に掲載されている「強制規格および任意規格」の条項におけるコーデックス規格によって想定された重要性によって喚起されてきた。その結果、コーデックス会議への出席、特に発展途上国によるものは、著しく増加した。とりわけ両方の協定は、国際規格機関およびそれらの下部機関の作業において、彼らの予算の許す範囲内で、「十分な役割を果たす」ように加盟国を導いたことから、これは喜ばしい展開である。

SPS および TBT 協定の目的のための科学的に正当な理由を有する規範としてのコーデックス規格の採択は、きわめて重要である。それらの規格は、国際貿易が調和を通じて促進されている法的枠組みの欠かせない部分となった。すでに、それらは国際貿易紛争で基準として用いられており、この点でますます用いられることが見込まれている。

## なぜ WTO はコーデックス規格を食品安全の基準として参照するのか

すべてのコーデックスの規格の前提は、それらが科学に基づいていることである。コーデックスの意思決定の第 1 原則は以下のように述べている：「コーデックス規格の食品規格、指針および他の勧告は、それらの規格が食品供給の質および安全を確保するために、すべての関連情報の徹底的な検討を伴う、健全な科学的分析および証拠の原則に基づくものとする」。

コーデックスはまた、食品安全リスクアセスメントの役割に関連する原則の声明も採択している。その第1原則は、「コーデックスの決定および勧告の健康および安全面は、適切な状況では、リスクアセスメントに基づくものであるべきである」と書いている。第2原則は、「食品安全リスクアセスメントは、科学に健全に基づくべきであり、リスクアセスメントプロセスの4つのステップを組み入れるべきであり、透明性のある方法で文書化されるべきである」と述べている。

WTO加盟国は、自国のSPS措置を、すべての入手可能な科学情報を考慮に入れたリスクアセスメントに置くことが義務付けられているので、WTO/SPS協定にとってのコーデックス規格の有効性は明らかである。WTOがコーデックス規格を参照することに対して理論的根拠を提供するのは、科学に基づく規格という原則を固守しているからである。

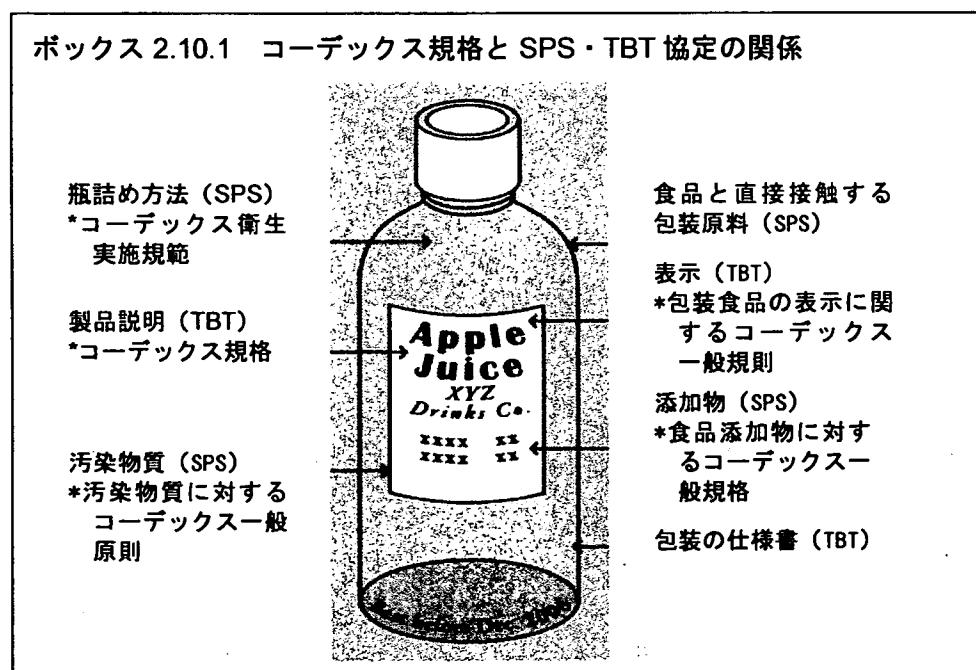
### 参考資料

FAO/WHO. 1999. Report of the Forty-fifth Session of the Executive Committee of the Codex Alimentarius Commission. Document ALINORM 99/3. Rome.

WHO. 1998. Food safety and globalization of trade in food. Document WHO/FSF/FOS/97.8 Rev. 1. Geneva, Switzerland.

WTO. 1998. Sanitary and phytosanitary measures. WTO Agreements Series No.4 (contains the SPS Agreement). Geneva, Switzerland. (農林水産省「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」：<http://www.maff.go.jp/wto/wto07-ex5.html>)

世界貿易機関ウェブサイト：[www.wto.org](http://www.wto.org)



FAO/WHO コーデックス  
トレーニングパッケージ

第 2 節  
コーデックスの組織を理解する

モジュール 2.1  
コーデックス：歴史的観点

コーデックス：歴史的観点

- ・ 国際的な食品規格は新しい概念ではないーアッシリア帝国、エジプト、インド、ローマ、ギリシャ
- ・ Codex Alimentarius はラテン語で「食品基準」を意味する
- ・ コーデックス・アリメンタリウス・アウストリアクス (1897-1911)

コーデックスの起源

- ・ 国連食料農業機関 (FAO)
- ・ 世界保健機構 (WHO)
- ・ コーデックス・アリメンタリウス・エウロパエウス (1954-58)

コーデックスの設立

- ・ コーデックス委員会 (1963 年~現在)
  - ー会員数 (172 メンバー、2005 年 3 月現在)
  - ー2つの親組織ーFAO と WHO
  - ーローマとジュネーブとの間で交互に会を持つ

コーデックス委員会の任務

- ・ 国際食品規格を確立すること
- ・ 消費者の健康を守ること
- ・ 食料貿易の公正な慣行を確保すること

コーデックス委員会が採択するのは...

- ・ 食品規格、実施規範、指針、勧告

コーデックス規格は食品安全に関する国際的な基準である。

(SPS 協定)

## モジュール 2.1 (続き)

### コーデックスの作業手続きと管理

- ・ 静的なものではない
- ・ コーデックス評価は重要な画期的出来事である



**FAO/WHO コーデックス  
トレーニングパッケージ**

**第 2 節**

**コーデックスの組織を理解する**

モジュール 2.8

コーデックスとは何か

**コーデックス委員会とは何か**

- ・ 政府間組織
- ・ FAO/WHO 合同食品規格プログラムを実行する
- ・ 1963 年 5 月にコーデックス規約が採択された
- ・ 10 の条項がコーデックス作業の基礎を形づくる
- ・ コーデックス手続きマニュアルに含まれている

**コーデックスの任務**

**第 1 条：**

- ・ 消費者の健康を保護し、食品貿易における公正な慣行を確保する
- ・ 国際的な政府機関または非政府組織によって行われるすべての国際規格作業を調整する
- ・ 規格案準備の優先順位を決め、開始し、先導する
- ・ 規格を最終化し、それらをコーデックス規格において地域的もしくは世界的な規格として公表する
- ・ 発展に照らして適切な調査をし、公表された規格を修正する

**会員資格**

**第 2 条：**

- ・ すべての FAO/WHO 加盟国と準加盟国
- ・ FAO または WHO の事務局長に申請する

**オブザーバー**

**第 3/4 条：**

- ・ コーデックス加盟国でない FAO/WHO 加盟国
- ・ 他の国連加盟国

*投票権はなく、オブザーバーは発言のみ*

**規約により、欧州委員会が設置できるのは**

**第 6/7 条：**

- ・ 執行委員会
- ・ 下部機関（部会と特別部会）

## モジュール 2.2 (続き)

### 手続き規則

#### 第 8 条 :

- ・ コーデックス委員会は、自身の手続き規則の採択と修正を行う一手続きマニュアルで詳しく述べられている
- ・ 規則の修正をするには、加盟国の定足数が必要である
- ・ 親組織のみが規約を修正することができる
- ・ 規約はコーデックスの法的根拠を形つくる

### 経費 (準備作業)

#### 第 10 条 :

- ・ 会議、文書、翻訳に関連する費用は、ホスト国政府によって負担される
- ・ ホスト国が開発途上国である場合には例外

### 条項の完全なリスト

- 第 1 条—任務
- 第 2 条—会員資格
- 第 3 条—オブザーバー (FAO と WHO の加盟国)
- 第 4 条—オブザーバー (他の国際連合加盟国)
- 第 5 条—報告および勧告
- 第 6 条—執行委員会
- 第 7 条—他の下部機関
- 第 8 条—手続き規則
- 第 9 条—経費 (コーデックス委員会と下部機関)
- 第 10 条—経費 (準備作業)

モジュール 2.3

FAO/WHO コーデックス  
トレーニングパッケージ

第 2 節

コーデックスの組織を理解する

モジュール 2.8

コーデックスはどのように組織されてい  
るか

コーデックス組織はどのように組織され  
るか

- ・ コーデックス委員会の主要機関
- ・ 下部機関 (4 種類)

委員会の構造と機能の基本的な理解は重要であ  
る。

コーデックスの組織構造

- ・ コーデックス委員会
- ・ 執行委員会 (17 メンバー)
  - － 議長
  - － 3 人の副議長
  - － 各地域を代表する、7 人のメンバー
  - － 6 人の地域調整者

コーデックスの組織構造 (続き)

- ・ コーデックス事務局
- ・ 下部機関 (4 種類)
  - － 一般問題部会 (水平的)
  - － 個別食品部会 (垂直的)
  - － 地域調整部会
  - － 政府間特別部会

下部機関 (続き)

- ・ 一般問題部会 :
  - － CCFAC
  - － CCFH
  - － CCFICS
  - － CCFL
  - － CCGF
  - － CCMAS
  - － CCNFSDU
  - － CCPR
  - － CCRVDF

下部機関 (続き)

- ・ 個別食品部会 :
  - － CCFO
  - － CCFPP
  - － CCFV
  - － CCMH
  - － CCMMP
  - － CCPFV
  - 無期限の休会 :
    - － CCCPL
    - － CCCPC
    - － CCNMW
    - － CCS
    - － CCVP

## モジュール 2.3 (続き)

### 下部機関 (続き)

- FAO/WHO 地域調整部会：
  - CCAFRICA
  - CCEURO
  - CCNASWP
  - CCASIA
  - CCLAC
  - CCNEF
- 政府間特別部会：
  - バイオテクノロジー応用食品
  - 果汁および野菜ジュース

### コーデックス組織図

(訳注)：スライドに入れるには、図が細かすぎたので、本文のボックス 2.3.1 を参照していただきたい。

### 結論として...

- 組織の構成要素は、事務局を除いて、政府間である
- ホスト国の役割
- FAO/WHO が親組織である